

近江牛指定牧場管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人滋賀県畜産振興協会（以下「本会」）が、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号、以下「法」という。）第12条第1項の規定により平成29年12月15日付け第56号で登録された近江牛の生産管理を円滑に行うため、近江牛生産管理規程（以下「近江牛規程」という。）第6条に定めた近江牛指定牧場登録の細部事項について定める。

(指定牧場の登録)

第2条 本会は、会員団体に所属する生産業者が管理する農場について指定牧場として登録する。

(指定牧場の遵守事項)

第3条 指定牧場は、近江牛規程第2条3に記載されている次の事項に合致して「近江牛」を生産することとする。

(1) 品種

黒毛和種とする

(2) 生産地における飼養期間および最終飼養地

滋賀県で最も長く飼育され、かつ滋賀県が最終飼養地であること。

(3) 飼養管理の方法

近江牛規程で定める「近江牛飼養管理マニュアル」に準じて肥育することとし、粗飼料については、肥育中期以降は稲わらを中心に給与する。（ただし、天候等の状況により、稲わらの入手が困難な場合は同等品質の粗飼料を給与する。）

(指定牧場登録の手続き)

第4条 本会は、次の手順により指定牧場の登録を行う。

(1) 生産業者は、「近江牛飼養管理マニュアル自己チェック表」を添付の上、「近江牛」指定牧場登録申請書（別記様式第1号）を、会員団体を經由して会長あてに提出する。

(2) 会員団体は、申請書を確認の上、登録申請依頼書（別記様式第2号）を会長あてに提出する。

(3) 生産業者は、登録内容に変更がある場合は、登録変更申請書（別記様式第5号）を会員団体を經由して会長あてに提出する。会員団体は、申請書を確認の上、登録変更申請依頼書（別記様式第6号）を会長あてに提出する。

(指定牧場登録の決定)

第5条 本会は、登録申請書内容を確認の上、登録を決定し、近江牛指定牧場登録証（別記様式第3号）を生産業者へ交付するとともに、会員団体へ通知（別記様式第4号）する。

(指定牧場登録資格)

第6条 登録資格は、双方いずれかからの申し出がない限り、更新できるものとする。

(指定牧場登録手数料の扱い等)

第7条 登録期間は4月1日から翌年の3月31日までの年度単位で毎年更新とし、「近江牛規程」

第7条に規定する登録手数料は、次のとおり取り扱う。

- (1) 登録手数料は、農場毎に年度単位とする。
- (2) 資格を失った場合は、すでに納入した登録料および更新料は返還しない。

(指定牧場登録資格の喪失)

第8条 登録した生産業者が、次の各号に該当するときは、指定牧場の資格を失うものとし、直ちに登録証を返還するものとする。

- (1) 会員団体から脱会したとき
- (2) 生産業者が「近江牛規程」のほか、関連規定に違反した行為があると認められ、「近江牛規程」第3条で規定する近江牛管理委員会の決議により「取り消しが相応」と判断されたとき

(指定牧場の確認)

第9条 本会は、年1回、指定牧場に対し、「近江牛飼養管理チェック表」により、実際の飼育されている状況、農家で保管されている飼料給与記録を確認するとともに、「近江牛」飼養管理マニュアルに準じた飼養をしていることを確認する。

2 本会は、前項の確認において、会員団体に対し、確認の協力を求めることができるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、本会理事会の議決を経て行う。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項（要領、様式等）は会長が別に定め、または変更することができるものとする。

付 則 この規程は 令和元年6月13日から施行する。

付 則 この規程は 令和4年3月7日から施行する。